

別表1（第4条関係）

補助対象事業	車両1台あたりの 補助金額	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貨物軽自動車運送事業</li> </ul>	15,000円	申請受付期間は令和7年2月1日から令和7年2月28日までとする。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般乗用旅客自動車運送業</li> <li>・ 自動車運転代行業（随伴用登録車両に限る）</li> <li>・ 一般貨物自動車運送事業（霊柩車）</li> </ul>	20,000円	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般乗合旅客自動車運送業</li> <li>・ 一般貸切旅客自動車運送事業</li> <li>・ 一般貨物自動車運送事業（霊柩車を除く）</li> </ul>	25,000円	

備考 町内の本社もしくは営業所で上記車両を登録し、申請日時点で現に補助対象事業の用に供している車両に限る。